

● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
 条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の新旧対照表

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年
 千葉県条例第六十二号）

新	旧												
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項及び第四項の規定による個人番号の利用並びに法第十九条第十一号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第一（第三条第二項）</p> <table border="1" data-bbox="183 710 1066 1441"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 710 499 750">執行機関</th> <th data-bbox="499 710 1066 750">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 750 499 1018">一 知事</td> <td data-bbox="499 750 1066 1018">生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）による保護等に準じて行い生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1018 499 1441">二 知事</td> <td data-bbox="499 1018 1066 1441">私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校等専攻科（高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の専攻科をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対して支給する奨学のための給付金（以下「私立高等学校等奨学のための給付金」という。）の支給に</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	一 知事	生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）による保護等に準じて行い生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	二 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校等専攻科（高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の専攻科をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対して支給する奨学のための給付金（以下「私立高等学校等奨学のための給付金」という。）の支給に	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項及び第三項の規定による個人番号の利用並びに法第十九条第十一号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第一（第三条第二項）</p> <table border="1" data-bbox="1171 710 2054 1441"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 710 1487 750">執行機関</th> <th data-bbox="1487 710 2054 750">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 750 1487 1018">(新設)</td> <td data-bbox="1487 750 2054 1018"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1018 1487 1441">一 知事</td> <td data-bbox="1487 1018 2054 1441">私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校等専攻科（高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の専攻科をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対して支給する奨学のための給付金（以下「私立高等学校等奨学のための給付金」という。）の支給に</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	(新設)		一 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校等専攻科（高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の専攻科をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対して支給する奨学のための給付金（以下「私立高等学校等奨学のための給付金」という。）の支給に
執行機関	事務												
一 知事	生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）による保護等に準じて行い生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの												
二 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校等専攻科（高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の専攻科をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対して支給する奨学のための給付金（以下「私立高等学校等奨学のための給付金」という。）の支給に												
執行機関	事務												
(新設)													
一 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校等専攻科（高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の専攻科をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対して支給する奨学のための給付金（以下「私立高等学校等奨学のための給付金」という。）の支給に												

三 知事	関する事務であつて規則で定めるもの 私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
四 知事	私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
五 知事	私立高等学校等学び直し支援金（私立の高等学校等に在学する生徒又は学生に対して支給する学び直し支援金（高等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学した者のうち、知事が別に定めるところにより適当と認めた者に対して支給する支援金をいう。）をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
六 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの
七 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校等専攻科に在学する生徒又は学生の保護者等に対して支給する奨学のための給付金（以下「国公立高等学校等奨学のための給付金」という。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
八 教育委員会	公立高等学校学び直し支援金（公立の高等学校に在学する生徒に対して支給する学び直し支援金（高等学校等を退学した後に公立の高等学校に入学した者のうち、教育委

二 知事	関する事務であつて規則で定めるもの 私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
三 知事	私立の高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
四 知事	高等学校等（私立の高等学校等に限る。）に在学する生徒又は学生に対して支給する学び直し支援金（高等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学した者のうち、知事が別に定めるところにより適当と認めた者に対して支給する支援金をいう。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
五 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの
六 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校等専攻科に在学する生徒又は学生の保護者等に対して支給する奨学のための給付金（以下「国公立高等学校等奨学のための給付金」という。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
七 教育委員会	高等学校（公立の高等学校に限る。）に在学する生徒に対して支給する学び直し支援金（高等学校等を退学した後に公立の高等学校に入学した者のうち、教育委員会が別に定め

別表第二（第三条第三項）

九 教育委員会	<p>員会が別に定めるところにより適当と認め た者に対して支給する支援金をいう。）を いう。以下同じ。）の支給に関する事務で あつて規則で定めるもの</p> <p>公立の高等学校等専攻科に在学する生徒に 対して支給する修学のための支援金（以下 「公立高等学校等専攻科修学のための支援 金」という。）の支給に関する事務であつ て規則で定めるもの</p>
---------	---

執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	<p>生活保護法による 保護の決定及び実 施又は徴収金の徴 収に関する事務（以 下「生活保護事務」 という。）であつて 規則で定めるもの</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関 する法律による就学支援金の支給 に関する情報であつて規則で定め るもの</p> <p>私立高等学校等奨学のための給 付金の支給に関する情報であつ て規則で定めるもの</p> <p>私立高等学校等学び直し支援金 の支給に関する情報であつて規 則で定めるもの</p>
一 知事	<p>生活保護法による 保護等に準じて行 う生活に困窮する 外国人に対する保 護の決定及び実施 又は徴収金の徴収 に関する事務（以下 「外国人生活保護 事務」という。）で</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関 する法律による就学支援金の支給 に関する情報であつて規則で定め るもの</p> <p>私立高等学校等奨学のための給付 金の支給に関する情報であつて規 則で定めるもの</p> <p>私立高等学校等学び直し支援金の 支給に関する情報であつて規則で 定めるもの</p>

別表第二（第三条第三項）

八 教育委員会	<p>るところにより適当と認められた者に対して支給 する支援金をいう。）の支給に関する事務で あつて規則で定めるもの</p> <p>公立の高等学校等専攻科に在学する生徒に対 して支給する修学のための支援金の支給に関 する事務であつて規則で定めるもの</p>
---------	--

執行機関	事務	特定個人情報

情報照会機 関	事務	情報提供機 関	特定個人情報
五 知事	法別表第二の第二欄に掲げる事務（法第十九条第八号の規定により生活保護関係情報の提供を受けることができるものに限る。）であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	
四 知事	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	
三 知事	私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法による保護等に行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報であつて規則で定めるもの

別表第三（第五条第一項）

情報照会機 関	事務	情報提供機 関	特定個人情報
知事	私立高等学校等奨学のための給付金（私立の高等学校等専攻科に係るものを除く。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの	

別表第三（第五条第一項）

一 知事	生活保護事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であつて規則で定めるもの 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 公立高等学校学び直し支援金の支給に関する情報である情報であつて規則で定めるもの 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報（法第十九条第八号の規定により都道府県教育委員会から提供を受けることができるものに限る。）であつて規則で定めるもの
二 知事	外国人生活保護事務で	教育委員会	特別支援学校への就学

三 教育委	特別支援学校への就学のため必要な経費	知事	生活保護関係情報であ
	あつて規則で定めるもの		のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であつて規則で定めるもの 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 公立高等学校学び直し支援金の支給に関する情報とする情報であつて規則で定めるもの 公立高等学校等専攻科修学のための支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報（法第十九条第八号の規定により都道府県教育委員会から提供を受けられることができるものに限る。）であつて規則で定めるもの
一 教育委	特別支援学校への就学	知事	生活保護関係情報であ

員会	の支弁に関する事務 (特別支援学校への就 学奨励に関する法律に よるものを除く。)で あつて規則で定める もの		外国人生活保護関係情 報であつて規則で定め るもの
四 教育委 員会	国公立高等学校等奨 学のための給付金の 支給に関する事務で あつて規則で定める もの	知事	生活保護関係情報で あつて規則で定める もの 外国人生活保護関係情 報であつて規則で定め るもの
五 教育委 員会	公立高等学校学び直 し支援金の支給に関 する事務であつて規 則で定めるもの	知事	生活保護関係情報で あつて規則で定める もの 外国人生活保護関係情 報であつて規則で定め るもの
六 教育委 員会	公立高等学校等専攻 科修学のための支援 金の支給に関する事 務であつて規則で定め るもの	知事	生活保護関係情報で あつて規則で定める もの 外国人生活保護関係情 報であつて規則で定め るもの
七 教育委 員会	法別表第二の第二欄に 掲げる事務(法第十九 条第八号の規定により 生活保護関係情報の提 供を受けることができ るものに限る。)であ つて規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報で あつて規則で定める もの 外国人生活保護関係情 報であつて規則で定め るもの

員会	のため必要な経費の支 弁に関する事務であつ て規則で定めるもの		つて規則で定めるもの
一 教育委 員会	国公立高等学校等奨学 のための給付金(国立 又は公立の高等学校等 専攻科に係るものを除 く。)の支給に関する 事務であつて規則で定 めるもの	知事	生活保護関係情報であ つて規則で定めるもの

○住民基本台帳法に基づき本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十四年千葉県条例第八十四号）に係る新旧対照表

新	旧
<p>(本人確認情報の利用に係る事務)</p> <p>第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号）別表第一第一号から第五号までに掲げる事務のうち規則で定めるもの</p> <p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務)</p> <p>第三条 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）であつて条例で定めるものは、次の各号に掲げる執行機関とし、同項第二号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第六号から第九号までの上欄に掲げる執行機関 同表の下欄に掲げる事務のうち規則で定めるもの</p>	<p>(本人確認情報の利用に係る事務)</p> <p>第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号）別表第一第一号から第四号までに掲げる事務のうち規則で定めるもの</p> <p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務)</p> <p>第三条 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）であつて条例で定めるものは、次の各号に掲げる執行機関とし、同項第二号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第五号から第八号までの上欄に掲げる執行機関 同表の下欄に掲げる事務のうち規則で定めるもの</p>